

令和 3 年度

一般廃棄物処理実施計画

岩手沿岸南部広域環境組合

目 次

第1章 ごみ処理状況の現状

1. 計画処理区域の状況 ----- 2

第2章 ごみ処理実施計画

1. 令和3年度ごみ搬入量の予測 ----- 3

2. 減量化・資源化計画 ----- 4

3. 収集・運搬計画 ----- 5

4. 中間処理計画 ----- 7

5. 最終処分計画 ----- 8

6. その他の計画 ----- 9

本一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び同施行規則第1条の3に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合が行う、広域地域（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町）から排出される一般廃棄物の中間処理について、令和3年度における基本的な事項及び方針を定め、岩手沿岸南部クリーンセンターの運営などの実施計画とするものである。

第1章 ごみ処理状況の現状

1. 計画処理区域の状況

岩手沿岸南部広域環境組合は、岩手県の沿岸南部地区（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町）で収集される一般廃棄物を中間処理（溶融処理）するため設立された一部事務組合である。当組合によって、岩手沿岸南部クリーンセンターが建設整備され、管理運営事業が民間事業者への長期委託（平成23年度～令和7年度）によって平成23年4月1日から実施されている。

当地区のごみ収集、分別資源化、一般廃棄物収集運搬許可等の一般廃棄物処理業務（溶融処理による中間処理を除く）は、釜石市、陸前高田市及び大槌町は、それぞれの担当課が窓口となり実施されている。大船渡市と住田町は、大船渡地区環境衛生組合がその業務を担い実施されている。また、クリーンセンターへのごみ搬入は、釜石市及び大槌町は直接搬入であるが、大船渡地区環境衛生組合と陸前高田市とは、それぞれがごみの中継施設を設置し、当組合が大型パッカー車による輸送を実施している。

岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業により計画された当初の一般廃棄物排出量は、構成する各市町のごみ減量化への努力と人口の減少により、当初見込みよりも大きく減少した。

このことにより施設の運営は、稼働率を低く設定して行う見込みであったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のため、構成市町の内、住田町を除く3市1町が被災し、津波による大量のガレキが発生した。そのため、平成26年度までは、これらの状況を踏まえ、当クリーンセンターは、その余力をこのガレキ処理に最大限あてるることとし、施設運営に努めてきたところである。

その結果、被災した3市1町の内、釜石市、陸前高田市及び大槌町ではすべての震災ガレキ処理が平成25年度、大船渡市も平成26年度をもって終了となったところである。

今年度においては、昨年度と同様に一般廃棄物処理業務に万全を期する予定である。

構成市町の人口（令和3年3月31日）

釜石市	大船渡市	陸前高田市	大槌町	住田町	計
31,840	34,796	18,483	11,308	5,179	101,606

※外国人登録人口も含む

第2章 ごみ処理実施計画

1. 令和3年度ごみ搬入量の予測

当施設では、組合の組織する構成市町（釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町）から収集または直接搬入される一般廃棄物を処理している。

当組合管内の過去5年間のごみ搬入量の推移を見ると、人口の減少等による要因から、年々約2%の減少傾向が見受けられる。また、終息の目途のつかない新型コロナウイルス感染症の影響により、ごみ搬入量の見込み検証が極めて難しい状況であるが、ごみ搬入量が年々減少傾向にあることを踏まえ、前年度との比較をもとに、令和3年度のごみ搬入の予測を以下のとおりとする。

- (1) 釜石市は、令和元年度と令和2年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量は減少傾向である。このことから令和2年度の実績に予想される増減率を乗じて算定する。
- (2) 大船渡地区は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の推計が難しいが、全体量は、令和元年度と令和2年度を比較すると減少傾向であることから、予想される増減率を乗じて算定する。
- (3) 陸前高田市は、中継輸送を行っている関係から一般収集と直接搬入のごみ量の推計が難しいが、全体量は、令和元年度と令和2年度を比較すると減少傾向であることから、予想される増減率を乗じて算定する。
- (4) 大槌町は、令和元年度と令和2年度を比較すると、委託実施している一般のごみ収集量と直接持ち込みのごみ量は減少傾向である。このことから令和2年度の実績に予想される増減率を乗じて算定する。

以上の結果、構成市町ごとの令和3年度ごみ搬入量の予測は「表1」のとおりとなる。

表1 令和3年度構成市町ごみ搬入量の予測 (単位: t)

	収集ごみ	持込みごみ	中継運搬ごみ	計
釜石市	6,021	5,895		11,916
大船渡地区 (大船渡市・住田町)		612	8,996	9,608
陸前高田市			4,359	4,359
大槌町	1,892	1,490		3,382
計	7,913	7,997	13,355	29,265

2. 減量化・資源化計画

当組合管内におけるごみの減量化・再生利用を図る計画は、各構成市町が作成し実行することとなる。当組合は、構成市町の計画に協力するとともに、直接ごみを搬入する住民・事業者に対しては、ごみピットに投入する前のごみの分別を指導するなど、ごみの減量・資源化に積極的に取り組むものとする。

(1) 啓発活動

直接ごみを持ち込む住民・事業者に対して、ごみの減量化・再生利用、さらには、ごみの分別と出し方に関して周知・啓発をするため、釜石市が発行する「ごみ分別辞典」と「ごみカレンダー」を計量棟や管理事務室に常備し指導するものとする。

小学生や町内会等の施設見学には、積極的に応対し教育啓発活動に努めるものとする。

また、広域地域内の住民を対象として、施設見学会を開催し、環境施設としてのクリーンセンターを理解してもらうとともに、ごみ問題に対しての意識を高めてもらう。

(2) 溶融スラグ・メタルの資源化

溶融残渣物である溶融スラグ・メタルについては、積極的に資源化を図るものとする。

現状、スラグは、道路舗装用骨材やコンクリート二次製品に100%使用されている。また、メタルは重機のカウンターウェイト等に使用されており、今年度も同様に資源化を図るものとする。

なお、今年度資源化する予定のスラグ・メタルはそれぞれごみ処理量の約 10%、約 2%と見込み、次の量となる。

資源化スラグ量： 2,927 t

資源化メタル量： 583 t

(3) スクラップ類の資源化

直接持込みされるごみの内、金属製品については、専用置場を設け資源化するものとする。

これらは、釜石市内の資源業者に当施設の運営管理委託事業者が売り払うものとする。

(4) 古紙・ダンボール類の資源化

直接持込みされるごみの内、新聞、雑誌類、ダンボール類については、専用置場を設け資源化するものとする。

これらは、釜石市内の資源業者に当施設の運営管理委託事業者が売り払うものとする。

3. 収集・運搬計画

収集運搬は、一般家庭から排出されたごみを集積所から処理施設まで迅速かつ衛生的に、また、効率的に搬入する日常的で生活環境の保全に影響が高い業務である。

当組合管内においては、収集運搬の業務はそれぞれの構成市町ごとに行われるが、次のような特徴がある。

(1) 釜石市

釜石市生活環境課がその業務に当たっている。

市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、直接、岩手沿岸南部クリーンセンターに搬入する。

(2) 大船渡市

大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっている。

同組合が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

(3) 陸前高田市

陸前高田市まちづくり推進課がその業務に当たっている。

市が収集するごみ及び市民等が持ち込むごみは、陸前高田市の清掃センターに設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

(4) 大槌町

大槌町リサイクルセンターがその業務に当たっている。

町が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、直接、岩手沿岸南部クリーンセンターに搬入する。

(5) 住田町

大船渡地区環境衛生組合がその業務に当たっている。

同組合が収集するごみ及び町民等が持ち込むごみは、大船渡地区環境衛生組合が設置するごみの中継輸送施設に集められる。そこから岩手沿岸南部クリーンセンターまでは、当組合が委託する業者による中継輸送車によって運搬される。

以上のことから、当組合が実施する収集運搬は、大船渡地区環境衛生組合と陸前高田市の中継施設からの中継輸送であり、その令和3年度の運搬量と運搬台数は、表3のとおり計画する。

表3 中継運搬ごみ量と運搬台数

	運搬ごみ量（通常ごみ）	運搬台数（通常ごみ）
大船渡地区 (大船渡市・住田町)	8,996 t	1,267 台
陸前高田市	4,359 t	614 台
計	13,355 t	1,881 台

なお、中継運搬の受け入れ日は、原則、土日祝日を除く平日に行うが、その他必要な場合は、組合と構成市町で協議をして実施する。

4. 中間処理計画

沿岸南部地区3市2町の一般廃棄物の中間処理は岩手沿岸南部クリーンセンターで行われる。

岩手沿岸南部クリーンセンターは、釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町の一般廃棄物を処理するために整備された一般廃棄物処理施設であり、PFI法に準じてDBO方式により整備され、平成23年4月1日から供用開始されている。

岩手沿岸南部クリーンセンターの概要は、表4のとおりである。

表4 岩手沿岸南部クリーンセンター概要

名称	岩手沿岸南部クリーンセンター
所在地	釜石市大字平田第3地割81番地3
設置者	岩手沿岸南部広域環境組合
稼働開始年	平成23年4月
炉形式	シャフト炉式ガス化溶融炉
公称処理能力	147t／24h (73.5t／24h×2炉)
設計・施工	新日鉄エンジニアリング(株)

(1) 令和3年度操業計画

令和3年度岩手沿岸南部クリーンセンターの操業計画の詳細は、下記のとおりである。

① 計画稼働日数

1号炉稼働日数：255日

2号炉稼働日数：225日

② 計画処理量

1号炉処理量：16,806 t

2号炉処理量：14,604 t

計：31,410 t

(2) 令和3年度メンテナンス計画等

岩手沿岸南部クリーンセンターの設備メンテナンスを含む管理運営の詳細計画は、別に定める「岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業 令和3年度 事業実施計画書」に基づき定める。

5. 最終処分計画

岩手沿岸南部クリーンセンターから排出される溶融スラグ・メタルはすべて再利用されるが、溶融飛灰（集塵器で捕集されるばいじん類）は現在埋立て処分されている。

溶融飛灰の埋立て処分は、構成市町の責任において実施されており、搬入されたごみ量の按分比によって算出された量を自ら運搬処分することとしている。

実際の処分先は、釜石市は独自に民間の最終処分場と契約し処分を行い、大船渡市と住田町は、大船渡地区環境衛生組合の一般廃棄物埋立処分場で処分、陸前高田市と大槌町は、それぞれ所有する一般廃棄物埋立処分場で処分している。

令和3年度の溶融飛灰運搬処分量は、表5のとおり計画する。

表5 最終処分場溶融飛灰埋立計画量

釜石市	715 t
大船渡地区 (大船渡市・住田町)	576 t
陸前高田市	262 t
大槌町	203 t
計	1,756 t

※ごみ量の6%として算出

以上の量を搬出できるよう、実際の施設運転計画と合わせ、構成市町と連絡を取りながら溶融飛灰の運搬計画を策定実施するものとする。

6. その他の計画

(1) 産業廃棄物の処理

クリーンセンターにおいては、その設置目的等から、産業廃棄物の処理は行わない。ただし、災害等により地域の産業廃棄物の適正な処理に支障が生じるなど、著しい状況の変化が発生した場合については、施設の能力を超えない範囲において、一定の条件および必要最小限の期間を定めたうえで処理を検討するものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

地震や風水害等の自然災害により、大量に排出される災害廃棄物の処理については、仮置場に一時的に集積するなど、構成市町と連携してその適正な処理を行うものとする。なお、処理にあたっては、通常の廃棄物処理が滞ることがないよう分別等を徹底し処理するものとする。